

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3271号)

令和7年11月18日

横情審答申第3271号
令和7年11月18日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年7月30日瀬戸第909号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 令和5年度女性福祉相談事業に係る法律相談の利用状況について
(2) 相談対応記録」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)令和5年度女性福祉相談事業に係る法律相談の利用状況について (2)相談対応記録」を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる部分を開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年6月27日付で行った「令和5年度女性福祉相談事業に係る法律相談の利用状況について」（以下「文書1」という。）及び「相談対応記録」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第5号柱書に該当するため一部を開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

女性福祉相談事業における相談内容は、配偶者等からの身体的暴力や精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力、またそれらを由来とする離婚等に関するものであり、文書2のうち相談者の相談内容及びその対応を記載した部分（以下「不開示部分1」という。）を開示すると、加害者や関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる。また、特定の個人を識別することができないとしても、相談内容にはセンシティブな内容を含んでいるため、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから本号本文に該当し、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

女性福祉相談事業は、相談者の秘密厳守を前提に実施しているものである。氏名等の個人情報が開示されなかったとしても、相談日や相談内容等から相談者の家族や加害者にも、相談者が特定され、また相談内容を知られる可能性がある。その場

合、相談者への追跡や更なる被害につながり、生命、健康又は生活を害するおそれがあるとともに、離婚調停中の者にあっては利害に関わる可能性も想定される。そのため、相談内容が第三者に知られてしまう可能性があることが前提となるのであれば、加害者に相談内容を知られるおそれを想起させ、被害者が行政への相談や支援を受けることをちゅうちょするなど、相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすため、本号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、そのうち文書2の相談者個人の情報を除く部分の開示を求める。
- (2) 他の区にあっては、一部を匿名加工情報化措置をして、相談対応記録を開示している。その内容を見分すると、個人に対する相談対応の過程において支障を与えるようなところは見当たらない。
- (3) 情報開示法（原文ママ）及び条例の本旨に沿って、市民への説明責任を全うする上、必要最小限の部分不開示にすべきである。
- (4) 不開示にした相談者の個人が特定し得る情報以外の弁護士との相談事項の開示を求める。
- (5) 審査請求書に適示した他区の相談対応記録及び処分担当課がこども青少年局こどもの権利擁護課に提出した「女性福祉相談事業に係る法律相談の利用状況について」に相当する内容に準じた内容の文面の開示を求める。
- (6) 処分担当課では、他区と違い「女性福祉相談事業に係る法律相談の利用状況について」を担当課内のものとこども青少年局こどもの権利擁護課に提出したものとの二重帳簿を作成している。
- (7) 開示義務の基本は、全部開示であるが、処分担当課は、本事務処理の不正行為の市民に対する隠蔽を企て、他区と違って、相談内容の全部を匿名加工化処理を濫用したものである。

5 審査会の判断

(1) 女性福祉相談事業に係る事務について

横浜市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13

年法律第31号) 第4条に基づき、女性相談支援員が女性福祉に関する相談に応じ、必要な支援及び保護を行っている。

また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第3条の2及び第10条に基づき、児童の保護者、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援等を行っている。

これらの相談支援において、離婚調停や裁判、保護命令制度等の法的判断や児童虐待における適正な手続等の法的課題を抱える場合には、こども青少年局こどもの権利擁護課の法律相談(以下「法律相談」という。)を利用し、弁護士から法的解説、助言等を受けている。

(2) 本件審査請求文書について

ア 文書1は、令和5年度の法律相談の利用状況を記載した文書であり、相談日、担当弁護士、相談契機、担当者及び相談概要が記載されている。

イ 文書2は、女性福祉相談事業に係る相談対応記録のうち、法律相談に係る部分である。

ウ 条例第7条第2項第1号及び第5号柱書に該当するとして不開示としていることから実施機関に確認したところ、上記3の主張のほか、次の説明があった。

(ア) 個人の氏及び印影(以下「不開示部分2」という。)は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当せず、不開示とした。

(イ) 文書1のうち相談概要(以下「不開示部分3」という。)は、相談者の状況や法的課題が記載されており、加害者や関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる。また、特定の個人を識別することができないとしても、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当せず、不開示とした。

さらに、これらの情報を開示すると、加害者に相談内容を知られるおそれを感じさせ、被害者が行政への相談や支援を受けることをちゅうちょするなど、相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすため、条例第7条第2項第5号柱書に該当し、不開示とした。

エ 当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 不開示部分1には、女性福祉相談事業における相談者の相談内容及び状況、相談に対する実施機関の対応及び弁護士の助言等が記載されている。

このうち別表に掲げる部分は、実施機関の事務的な応答、対応等を記録した職員を示す記載及び弁護士の回答内容である旨を示す記載にすぎず、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

その余の部分は、相談者の詳細な相談内容及び状況、相談に対する実施機関の対応及び弁護士の助言等が具体的に記載されている。文書2は配偶者等からの身体的暴力等という個人の生命・健康・生活に関わる相談に係る文書であることを踏まえると、これらの情報は通常他人に知られたくないものであることから、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 不開示部分2には、実施機関職員の氏及び個人印の印影が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

このうち別表に掲げる部分は、当該職員の氏名が横浜市職員録に掲載されていることから、慣行として公にされている情報であり、本号ただし書アに該当する。

その余の部分は、横浜市職員録に掲載されていない職員の氏及び個人印の印影であり、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 不開示部分3には、法律相談での相談概要が記載されている。

このうち別表に掲げる部分は、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

その余の部分は、相談者の状況や相談内容を具体的に記載したものであり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 不開示部分1及び不開示部分3について

このうち、別表に掲げる部分については、相談者が特定されるおそれや相談内容を知られるおそれがある情報とはいえず、開示することにより、行政への相談や支援を受けることをちゅうちょするなど、相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、本号柱書に該当しない。

その余の部分については、上記(3)のとおりであるから、本号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(5) 審査請求人の他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

不開示部分名	開示部分	対象行政文書名
不開示部分 1	1 頁目不開示部分 9 行目の全て、10行目 1 文字目から 4 文字目まで及び20行目 4 文字目から 7 文字目まで、2 頁目不開示部分18行目の全て	文書 2
不開示部分 2	1 頁目不開示部分20行目 8 文字目から行末まで	文書 2
不開示部分 3	「相談概要」欄 1 行目及び 3 行目の全て並びに 2 行目 9 文字目から行末まで	文書 1

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 7 月 30 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 9 月 2 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 9 月 4 日 (第14回第五部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 30 日 (第15回第五部会)	・審議
令 和 7 年 10 月 28 日 (第16回第五部会)	・審議